

岩手県告示第698号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年9月11日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社菊池組
    - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字地ノ森61番地7
    - ウ 代表者の氏名 佐々木孝雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第890号
  - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年9月11日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年9月4日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 渡辺機械株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市玉山区渋民字岩鼻20番地15
    - ウ 代表者の氏名 渡辺公志
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第5182号
  - (3) 処分の内容 管工事業、鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年8月30日付けで管工事業、鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年9月11日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 コニシ建築
    - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字下船渡31番地1
    - ウ 代表者の氏名 小西隆一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第6931号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年9月11日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。